

二重債務問題への対応に関する基本合意

岩手県及び経済産業省は、東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再生を図るため、二重債務問題の解決に向けて、以下の対応を行うことについて合意した。今後、さらに詳細の検討を進め、本合意に基づく新たな組織の設立等を可及的速やかに実現する。

1 相談から再生支援まで一貫した支援体制の確立

(1) 被災事業者が相談から具体的な支援までをワンストップで受けられる体制を構築する。

- ① 被災地の地域経済や企業規模、雇用形態といった実情を踏まえ、個人事業者や小規模企業者を含めた中小企業者はもとより、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人等の幅広い事業者を対象とし、事業の再生に向けた相談に広く対応する。
- ② 上記の対応を迅速に行うため、中小企業再生支援協議会について、常駐専門家の大幅増員等、体制を抜本的に拡充し、協議会の下に「岩手県産業復興相談センター」を設ける。そのため、拡充にかかる人件費等を含め、国が十分な予算措置を行う。
- ③ 体制強化に必要な人員の手当てについては、岩手県の調整の下、地域金融機関等が積極的に協力する。
- ④ 「産業復興相談センター」は、事業者の再生可能性があると判断した場合は、下記2の「機構」とともに事業者からの

ヒアリング等を実施し、債権の買取等について統一的な判断を行う。

- (2) 事業再生に取り組む事業者に対する利子負担を軽減する制度を創設する。

「産業復興相談センター」により事業再生が可能と判断される事業者に対しては、相談受付から事業再生の開始までの間の利子負担を軽減するため、国の予算措置による補助制度を創設することとする。その具体的な仕組みについては、今後調整を行う。

2 債権買取等を行う新たな「機構」の設立による再生促進

地域金融機関からの新規融資を通じて、被災事業者の迅速な再生を促進するため、被災事業者の債権買取等を行う「岩手県産業復興機構」を設立する。

- ① 「機構」への出資総額については、当面500億円程度を想定しつつ、実際の所要額に応じて、順次必要な出資を行うものとし、中小企業基盤整備機構が8割を、県内地域金融機関等が2割を出資する。
- ② 「機構」の運営を担う無限責任組合員（GP）については、投資事業の知見を有することに加え、地域の経済や産業の実情に十分通じている者を選定する。GPによる運営経費については、国が必要な支援を行う。

- ③ 「機構」の支援対象は、東日本大震災が起因となり、過大な債務を負い、被災前の正常な経済活動に支障を来しているが、メイン行等が新規融資で事業再生を支援し、「産業復興相談センター」において再生可能性があると判断された事業者とする。
- ④ 「機構」は、「産業復興相談センター」と密接に連携しつつ、統一的な判断に基づき、債権買取や買取価格について迅速に決定する。
- ⑤ 詳細な事業再生計画を策定できない事業者に対して迅速な支援を行うため、債権の買取価格は、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに算定する。
- ⑥ 「機構」は、事業者の既往債権を買い取り、一定期間、債権を棚上げし、元本及び金利返済を凍結する。この間、事業者は事業の再生に専念する。買取り後5年が経過した時点で凍結期間の終了の可否を関係者間で協議し、合意が得られた場合には事業者の申し出に基づき凍結期間を終了することも可能とする。
- ⑦ 「機構」は、上記凍結期間が終了した段階で、事業者の状況を確認した上、一部債権放棄等を行い、残債を地域金融機関等の第三者に売却等を行う。
- ⑧ 「機構」は、必要に応じて事業者への出融資等も行う。
- ⑨ 「機構」の存続期間は最大で15年程度とする。

3 その他

- (1) 本合意の具体化を図るため、今後、「岩手県産業復興機構等準備委員会」において、詳細の検討を早急に進める。

「準備委員会」は、岩手県、県内金融機関、岩手県信用保証協会、岩手県中小企業再生支援協議会、盛岡商工会議所、中小企業庁、東北経済産業局、東北財務局、東北農政局及び中小企業基盤整備機構により構成する。

- (2) また、岩手県及び経済産業省は、二重債務問題への対応に加え、東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再生を図るため、十分に協力しつつ、中小企業支援等に万全を期する。

以上

平成23年8月7日

岩手県 知事

経済産業省 経済産業大臣政務官